

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 26 年 5 月 26 日

国立大学法人京都大学学長 松本 紘

◎ 調達機関番号 415 ◎ 所在地番号 26

○ 第 1 号

### 1 事業概要

- (1) 品目分類番号 41、42、75
- (2) 事業名 京都大学（南部）医薬系総合研究棟施設整備事業
- (3) 事業場所 京都府京都市左京区吉田下阿達町（京都大学薬学部構内）
- (4) 事業概要 PFI手法（BTO）による京都大学（南部）医薬系総合研究棟の施設整備（設計、建設等）及び維持管理並びに付帯事業
- (5) 事業期間 事業契約締結の日から平成 41 年 3 月 31 日までの期間

### 2 競争参加資格等

- (1) 入札参加者が備えるべき要件等

#### 1) 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とし、特別目的会社に必ず出資する者であること。なお、入札参加グループを構成する企業（以下「入札参加グループの構成員」という。）の中から応募手続を代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとする。
- ② 入札参加グループは応募に当たり、入札参加グループの構成員のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割を参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において明らかにすること。
- ③ 入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、参加表明書及び競争参加資格確認申請書

の提出時において協力会社として明らかにすること。

④ 入札参加者及び協力会社には、設計に当たる者（VE提案による変更設計を伴う場合に限る。）、建設に当たる者、工事監理に当たる者、維持管理に当たる者、付帯事業に当たる者（付帯事業提案による付帯事業を伴う場合に限る。）が必ず含まれていること。

2) 入札参加者及び協力会社の参加要件

入札参加者及び協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。

① 「国立大学法人京都大学契約事務取扱規則」（平成16年4月1日）第4条の規定に該当しない者であり、かつ同規則第3条に規定する資格を有する者であること。

② 「会社更生法」（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者、「民事再生法」（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年7月26日法律第87号）により、なお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法による改正前の商法（明治32年3月9日法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理開始の申立てがなされていない者又は整理開始を命ぜられていない者、「破産法」（平成16年6月2日法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

なお、「会社更生法」に基づき更生手続開始の申立てがなされた者、「民事再生法」に基づき再生手続開始の申立てがなされた者又は「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づき会社整理開始の申立てがなされた者又は整理開始を命ぜられた者にあつては、手続開始の決定がなされた後に文部科学省の審査を受けた一般競争参加資

格の再認定を受けている者であること。

- ③ 参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は国立大学法人京都大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止措置、又は「国立大学法人京都大学における契約に係る取引停止等措置要領」(平成19年10月19日)に基づく取引停止措置を受けていないこと。
- ④ 国立大学法人京都大学が本事業について、導入可能性調査業務及びアドバイザリ一業務を委託した株式会社佐藤総合計画並びに株式会社佐藤総合計画が本アドバイザリ一業務において提携関係にある石井法律事務所又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。
- ⑤ 国立大学法人京都大学が本事業について、医薬系総合研究棟の設計業務を委託した株式会社内藤建築事務所、株式会社新日本設備計画(以下、これらを総称して「原設計者」という。)又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。
- ⑥ 外部の学識経験者及び大学の職員から構成される「京都大学(南部)医薬系総合研究棟施設整備事業に係る審査委員会」(以下「審査委員会」という。)の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。

入札参加者(上記2(1)1)①に示す入札参加者をいう。)又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者が、本事業の落札者決定公表までの間において、審査委員会の委員への接触や他の入札参加者への謀議などにより、審査に影響を及ぼすおそれのある不正若しくは悪質な行為を行ったと審査委員会が判断した場合には、当該入札参

加者は本事業への入札参加資格を失う。

- ⑦ 最近1年間の国税（法人税、消費税及び地方消費税）を滞納していない者。
- ⑧ 入札参加者及び協力会社のいずれかが、他の入札参加者又は協力会社となっていないこと。また、入札参加者及び協力会社のいずれかと資本関係若しくは人的関係において関連がある者が他の入札参加者及び協力会社になっていないこと。
- ⑨ 国立大学法人京都大学設計業務委託契約基準第39第1項第6号の規定、国立大学法人京都大学工事請負契約基準第43第1項第6号の規定及び国立大学法人京都大学役務請負契約基準第25第1項第5号の規定（以下、それぞれを「暴力団排除条項」という。）に該当しないこと。

※ 上記④、⑤、⑥、⑧において「資本関係若しくは人的関係において関連がある者」とは、次の規定に該当する者をいう。

ア 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 親会社と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

※ 子会社の定義は、会社法（平成17年7月26日法律第86号）の定義を適用する。

イ 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、下記bについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記ア又はイと同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合

3) 入札参加者及び協力会社の資格等要件  
入札参加者及び協力会社のうち設計（V  
E提案による変更設計を伴う場合に限  
る。）、建設、工事監理、維持管理及び付  
帯事業（付帯事業提案による付帯事業を  
伴う場合に限る。）の各業務に当たる者  
は、それぞれ以下の要件を満たすこと。  
なお、複数の要件を満たす者は当該複数  
の業務を実施することができるものと  
し、また、同一業務を複数の者で実施す  
る場合には当該複数のすべての者が要  
件のすべてを満たすこと。

ただし、建設に当たる者と工事監理に  
当たる者については、これを兼務するこ  
とはできないものとする。また、資本関  
係若しくは人的関係において関連があ  
る者の場合も同様とする。なお、「資本  
関係若しくは人的関係において関連が  
ある者」とは、上記2)の※（注記）と同  
じ。

① 設計に当たる者（V E提案による変  
更設計を伴う場合に限る。）は、以下の  
要件を満たすこと。

ア 国立大学法人京都大学又は文部科学  
省における平成25・26年度の設計・  
コンサルティング業務の一般競争入札  
参加資格者名簿において「その他のコ  
ンサルティング業務」の資格を有して  
いる者（会社更生法に基づき更生手続  
開始の申立てがなされている者又は民  
事再生法に基づき再生手続開始の申立  
てがなされている者については、手続  
開始の決定後に一般競争入札参加資格  
の再認定を受けていること。）であるこ  
と。

イ 経営状況が健全であること。なお、  
「健全であること」とは、手形交換所  
による取引停止処分及び主要取引先か  
ら取引停止を受けていない者並びに経  
営状態が著しく不健全でない者を指す。

ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。

エ 「建築士法」（昭和25年5月24日  
法律第202号）第23条の規定に基づ

く 1 級 建 築 士 事 務 所 の 登 録 を 行 っ て い る こ と。

オ 平 成 11 年 度 以 降 に 担 当 者 ( 相 当 程 度 の 責 任 を も っ て 業 務 に 従 事 し た 者 ) と し て 、 下 記 a ・ b に 示 す 各 担 当 業 務 に 従 事 し 当 該 業 務 が 完 了 し た 新 営 建 物 の 設 計 の 実 績 を 有 す る 管 理 技 術 者 ( ※ 1 、 担 当 分 野 を 問 わ な い 。 ) 及 び 主 任 担 当 技 術 者 ( ※ 2 、 建 築 分 野 ・ 構 造 分 野 ・ 電 気 設 備 分 野 ・ 機 械 設 備 分 野 の う ち 、 V E 提 案 に よ る 変 更 設 計 を 伴 う 分 野 に 限 る 。 ) を 専 任 で 配 置 で き る こ と ( ※ 3 ) 。 な お 、 同 じ 技 術 者 が 複 数 の 役 割 及 び 分 野 を 担 当 す る こ と を 妨 げ る も の で は な い 。 海 外 の 実 績 に つ い て も 条 件 を 満 た し て い れ ば 実 績 と し て 認 め る も の と す る 。 ま た 、 記 載 を 求 め る 管 理 技 術 者 及 び 各 主 任 担 当 技 術 者 は 、 原 則 と し て そ れ ぞ れ 1 名 で あ る こ と 。 た だ し 、 参 加 表 明 書 及 び 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書 の 提 出 時 点 に お い て 、 管 理 技 術 者 及 び 各 主 任 担 当 技 術 者 を 決 定 で き な い こ と に よ り 複 数 名 の 候 補 者 を も っ て 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書 を 提 出 す る こ と は 差 し 支 え な い が 、 い ず れ の 候 補 者 に つ い て も 下 記 に 示 す 設 計 の 実 績 を 有 し て い な け れ ば な ら な い 。

※ 1 「 管 理 技 術 者 」 と は 、 「 国 立 大 学 法 人 京 都 大 学 設 計 業 務 委 託 契 約 基 準 」 第 14 条 の 定 義 に よ る 。

※ 2 「 主 任 担 当 技 術 者 」 と は 、 管 理 技 術 者 の 下 で 各 担 当 業 務 に お け る 担 当 技 術 者 を 総 括 す る 役 割 を 担 う 者 を い う 。

※ 3 「 管 理 技 術 者 」 は 1 級 建 築 士 と す る 。 「 主 任 担 当 技 術 者 」 に つ い て 、 建 築 分 野 ・ 構 造 分 野 を 担 当 す る 者 は 1 級 建 築 士 と し 、 電 気 分 野 ・ 機 械 分 野 を 担 当 す る 者 は 1 級 建 築 士 又 は 建 築 設 備 士 と す る 。

a 建 物 用 途 公 共 施 設

b 建 物 規 模 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 又

は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上3階以上かつ地下1階以上、延べ面積5,000㎡以上（管理技術者は、担当分野を問わない。主任担当技術者は、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野のうち、VE提案による変更設計を伴う分野に限る。）

※ a・bに示す要件を同時に満たす設計業務（いわゆる「同一のプロジェクト」）における、設計実績が必要となる。

② 建設に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア 国立大学法人京都大学又は文部科学省において建築一式工事及び建築一式工事以外の一般競争参加者の資格を有し、各担当工事において「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文科科学大臣決定）第1章第4条で規定するところにより算定した平成26年度の点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が以下の点数以上であること。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の工事を実施することができるものとし、また、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

a 建築一式工事 1,190点（ただし、建築一式工事に当たる者が複数ある場合は、うち1社が満たせばよいこととし、その他の者は990点とする。）

b 電気工事 950点

c 管工事 950点

イ 提案内容に対応する「建設業法」（昭和24年5月24日法律第100号）の許可業種につき許可を有しての営業年数が5年以上ある者であること。ただし、相当の施工実績を有し、确实かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。

ウ 平成 11 年度以降に元請（PFI 法に基づく事業において選定事業者から受注した場合を含む。）として、下記 a・b に示す各担当工事を実施し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）。なお、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

a 建物用途 公共施設

b 建物規模 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上 3 階以上かつ地下 1 階以上、延べ面積 5,000 m<sup>2</sup> 以上（建築一式工事・電気工事・管工事のうち、各担当工事（建築一式工事における実績を含む。））

※ a・b に示す要件を同時に満たす建設工事（いわゆる「同一のプロジェクト」）における、施工実績（企業）、施工経験（担当者）が必要となる。

エ 以下に示す基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。また、記載を求めらる監理技術者又は主任技術者は、原則としてそれぞれ 1 名であること。ただし、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す施工の経験を有していなければならない。

a 建築一式工事

I 1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、1 級建築士



の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

II 平成11年度以降に元請（PFI法に基づく事業において選定事業者から受注した場合を含む。）として、2(1)3)②ウのa・bに示す基準を満たす新営工事の各担当工事に従事し完成・引渡し完了した新営工事の施工の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

III 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

- ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
- ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

b 電気工事

I 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（「技術士法」（昭和58年4月27日法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子部門」又は「建設部門」に係るものとする者に限る。）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級電気工事施工管理技士と同等以上の能

力を有すると認定した者をいう。

II 平成 11 年度以降に元請（PFI 法に基づく事業において選定事業者から受注した場合を含む。）として、2(1)3)②ウの a・b に示す基準を満たす電気工事（建築一式工事における実績を含む。）の新設工事に従事し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）

III 監理技術者にあつては、上記建築一式工事と同じ。

c 管工事

I 1 級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（「技術士法」（昭和 58 年 4 月 27 日法律第 25 号）による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体力学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体力学」、「熱工学」、「上下水道部門」又は「衛生工学部門」に係るものとする者に限る。）に合格した者）、「技術士法施行規則の一部を改正する省令」（平成 15 年 8 月 18 日文部科学省令第 36 号）による改正前の技術士（「技術士法」による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者ものに限る。）、水道部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」、「水道部門」又は「衛生工学部門」に係るものとする者ものに限る。）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が 1 級管工事施工管理技士と同等以上の能力

を有すると認定した者をいう。

II 平成 11 年度以降に元請（PFI 法に基づく事業において選定事業者から受注した場合を含む。）として、2(1)3)②ウの a・b に示す基準を満たす管工事（建築一式工事における実績を含む。）の新設工事に従事し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）

III 監理技術者にあつては、上記建築一式工事と同じ。

③ 工事監理に当たる者（「建築基準法」（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）第 5 条の 4 第 2 項の規定に基づき設置するものとする。）は、以下の要件を満たすこと。

ア 2(1)3)①アに同じ。

イ 2(1)3)①イに同じ。

ウ 2(1)3)①ウに同じ。

エ 2(1)3)①エに同じ。

オ 平成 11 年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記 a・b に示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営工事の工事監理の実績を有する管理技術者及び主任担当技術者（建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野）を専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。また、記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ 1 名であること。ただし、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、管理技術者及び各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、

いずれの候補者についても下記に示す工事監理の実績を有していなければならない。

a 建物用途 公共施設

b 建物規模 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上3階以上かつ地下1階以上、延べ面積5,000 m<sup>2</sup>以上（管理技術者は、担当分野を問わない。主任担当技術者は、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野のうち、各担当分野）

※ a・bに示す要件を同時に満たす工事監理業務（いわゆる「同一のプロジェクト」）における、工事監理実績が必要となる。

④ 維持管理に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人京都大学のいずれかにおいて平成26年度に近畿地域の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。

イ 平成11年度以降に元請（PFI法に基づく事業において選定事業者から受注した場合を含む。）として、下記a・bに示す維持管理業務を実施した維持管理の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

a 建物用途 公共施設

b 建物規模 延べ面積5,000 m<sup>2</sup>以上

※ a・bに示す要件を同時に満たす維持管理業務（いわゆる「同一のプロジェクト」）における、維持管理実績が必要となる。

⑤ 付帯事業（付帯事業提案による付帯事業を伴う場合に限る。）に当たる者の資格等要件は問わない。

4) 競争参加資格確認基準日 競争参加資格確認の基準日は、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日とする。

5) 入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等

① 競争参加資格の確認後は、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情（合併、倒産等）が生じ、入札参加グループの構成員及び協力会社を、提案書の提出期限の日までに変更（構成員及び協力会社の削除及び追加又は予定業務の変更を含む。）しようとする者にあつては、大学と事前協議を行い、大学の承諾を得るとともに、変更後において前記 1) から 3) に示す競争参加資格を満たすことが確認できる場合限り、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更をすることができる。なお、この場合においては、速やかに、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更届を大学に提出すること。

② 競争参加資格の確認の特例

ア 競争参加資格があると確認された入札参加グループのうち、提案書の提出期限の日から開札日までにおいて 2 (1)1) から 3) に示す競争参加資格を満たさない構成員及び協力会社（以下「欠格構成員等」という。）を含む入札参加グループは、提案書の提出期限の日までであれば、参加表明書及び競争参加資格確認申請書を取り下げることができる。

イ 上記アの取り下げを行った入札参加グループの欠格構成員等を除く残余の構成員及び協力会社は、提案書の提出期限の日までであれば、入札公告に定める期限に係わらず、当該欠格構成員等に代わる構成員及び協力会社を補充した上で、入札参加グループとして競争参加資格の確認の申請を行うことができる。

ウ 上記イに係わらず、上記アの取り下げを行った入札参加グループの欠格構成員等を除く残余の構成員及び協力会社は、提案書の提出期限の日までであ

れば、入札公告に定める期限に係わらず、当該欠格構成員等に代わる構成員及び協力会社を補充せず、入札参加グループとしての競争参加資格の確認の申請を行うことができる。

エ 上記イ及びウの申請は、構成員及び協力会社の一部が指名停止を受けたこと以外の理由により申請を行った場合には、これを却下する。

オ 上記アからウまでの取り下げ及び確認の申請があることをもって、入札公告に定める入札及び開札の日時を変更することは行わない。

### 3 入札手続等

(1) 担当部署 〒606-8501 京都府京都市左京区吉田本町 国立大学法人京都大学施設部施設企画課施設契約掛 電話 075-753-2308  
電子メール iyakukei-pfi@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

(2) 入札説明書等の交付日時、場所

- 1) 交付日時 平成26年5月26日(月)から平成26年6月27日(金)までの間
- 2) 交付場所 大学のホームページ、若しくは上記3(1)

(3) 説明会の開催日時、場所

- 1) 開催日時 平成26年5月30日(金)午前10時00分から12時00分までの間
- 2) 開催場所 京都府京都市左京区吉田下阿達町(京都大学薬学部構内)

(4) 質問の受付日時、場所及び回答日時、場所

- 1) 受付日時
  - 1回目 平成26年6月9日(月)から6月11日(水)午後5時までの間
  - 2回目 平成26年8月7日(木)から8月8日(金)午後5時までの間
- 2) 受付場所 上記3(1)の電子メール
- 3) 回答日時
  - 1回目 平成26年6月23日(月)
  - 2回目 平成26年8月26日(火)
- 4) 回答場所 大学のホームページ

(5) 参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付日時、場所並びに確認審査の結果通知

- 1) 受付日時 平成26年6月25日(水)か

ら 6 月 27 日（金）まで、ただし、午前 9 時から 12 時及び午後 1 時から 5 時の間

2) 受付場所 上記 3 (1)へ持参又は郵送

3) 結果通知 申請を行った者に対して、書面により平成 26 年 7 月 2 日（水）までに大学から通知する。

(6) 入札書等及び提案書の受付日時、場所

1) 受付日時 平成 26 年 9 月 29 日（月）から 10 月 1 日（水）まで、ただし、午前 9 時から 12 時及び午後 1 時から 5 時の間（提出期限の日である 10 月 1 日（水）は午前 9 時から 12 時の間）

2) 受付場所 上記 3 (1)へ持参又は郵送

(7) 入札書の開札日時、場所

1) 開札日時 平成 26 年 10 月 1 日（水）午後 2 時

2) 開札場所 京都府京都市左京区吉田本町  
国立大学法人京都大学本部構内 本部棟 3 階入札室

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除する。ただし、落札者が基本協定を締結しないとき、又は、選定事業者が事業契約を締結しないときは、違約金として、落札した金額の 100 分の 5 に相当する額を大学に支払わなければならない。

2) 契約保証金 選定事業者は、事業契約書の締結に当たって、事業契約の履行を確保するために、事業契約締結の日から本施設の工事完成の日までを期間として、施設整備費相当（本項において消費税及び地方消費税を含み、金利支払額を含まないものとする。）の 100 分の 30 以上の契約保証金の納付、又はこれに代わる以下の保証を付すとともにその証券（証書）を大学に提出しなければならない。

① 事業契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、大学が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4

項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

② 事業契約による債務の履行を保証する  
公共工事履行保証証券による保証

③ 事業契約による債務の不履行により生  
ずる損害をてん補する、国立大学法人京都  
大学又は選定事業者を被保険者とする履  
行保証保険契約の締結

※ 上記③において、選定事業者を被保険者  
とする履行保証保険契約が建設に当た  
る者によって締結される場合は、その保  
険金請求権に、事業契約に定める違約金  
支払責務を被担保債務とする質権を国  
立大学法人京都大学のために設定する  
ものとする。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格  
のない者のした入札、競争参加資格確認申請  
書に虚偽の記載をした者の入札及び入札に  
関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 国立大学法人京都大学  
契約事務取扱規則第13条の規定に基づいて  
作成された予定価格の制限の範囲内であり、  
入札説明書等で指定する性能等の要求水準  
のうち必須とされた基礎項目を全て満たし  
ている提案をした入札者の中から、入札説明  
書等で定める総合評価の方法をもって落札  
者を決定する。

(5) 手続における交渉の有無 無

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 本事業以外の業務で、本事業に直接関連す  
る業務に関する契約を、本事業の契約の相手  
方と随意契約により締結する予定の有無  
無

(8) 関連情報を入手するための照会窓口  
上記3(1)に同じ。

(9) 一般競争(指名競争)参加資格の認定を受  
けていない者の参加 上記2(1)3)①ア、②  
ア、③ア及び④アに掲げる競争参加資格の認  
定を受けていない者及び有資格業者の登録  
を行っていない者も、上記3(5)により参加  
表明書及び競争参加資格確認申請書を提出  
することができるが、競争に参加するため  
は、開札の時に、当該資格の認定を受



け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(10)詳細は入札説明書等による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Hiroshi Matsumoto, President, Kyoto University
- (2) Classification of the service to be procured: 41, 42, 75
- (3) Subject matter of the contract: PFI-based (design), construction and maintenance of Building for GENERAL INSTITUTE (MEDICINE and PHARMACEUTICAL)
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 P.M., 27 June 2014
- (5) Time-limit for the submission of tenders: 12:00 A.M., 1 October 2014
- (6) Contact point for tender documentation: Facilities Contract Section, Facilities Planning Division, Facilities Management Department, Kyoto University, Yoshida Honmachi, Sakyo-ku, Kyoto, Japan 606-8501 TEL 075-753-2308